

○我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

平成8年12月20日規則第37号

改正

平成9年9月1日規則第38号
平成9年10月23日規則第43号
平成10年1月8日規則第2号
平成11年3月30日規則第14号
平成12年12月27日規則第69号
平成14年8月16日規則第44号
平成16年1月6日規則第1号
平成16年9月30日規則第41号
平成20年9月29日規則第58号
平成24年3月27日規則第23号
平成28年2月4日規則第3号
平成29年7月26日規則第37号
平成29年12月27日規則第45号
平成30年3月15日規則第3号
平成30年12月25日規則第56号
令和元年6月25日規則第6号
令和2年9月28日規則第81号

我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

我孫子市母子家庭等の医療費等助成に関する条例施行規則（昭和59年規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成8年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（児童の障害の状態）

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

（配偶者の障害の状態）

第3条 条例第2条第2号ア（イ）に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2のとおりと

する。

(施設に入所しているひとり親家庭等の父母等)

第4条 条例第3条第2項第3号に規定する規則で定める施設に入所しているひとり親家庭等の父母等は、次に掲げる者とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する母子生活支援施設を除く児童福祉施設(通所により利用する施設を除く。)に措置により入所している児童
- (2) 条例第3条第1項に規定する者又は当該者に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設(通所により利用する施設を除く。)に入所している児童
- (3) 保護者であつて、その監護し、又は養育するひとり親家庭等の父母等である児童の全てが前2号のいずれかに該当するもの

(支給の制限の適用除外)

第5条 条例第4条第1項に規定する規則で定める場合は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第12条第1項に該当する場合とする。

(保護者等の所得の額)

第6条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 保護者等(児童扶養手当法第9条第1項に規定する養育者を除く。以下この号において同じ。) 保護者等の同一生計配偶者(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者をいう。別表第3において同じ。)及び扶養親族(同項第34号に規定する扶養親族をいう。)(以下「扶養親族等」という。)並びに当該保護者等の扶養親族等でない児童で当該保護者等が前年の12月31日において生計を維持したものの数に応じて、別表第3に定める額
- (2) 児童扶養手当法第9条第1項に規定する養育者(以下この号において「養育者」という。) 養育者の扶養親族等及び当該養育者の扶養親族等でない児童で当該養育者が前年の12月31日において生計を維持したものの数に応じて、別表第4に定める額

(保護者等以外の者の所得の額)

第7条 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、保護者等の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)の扶養親族等の

数に応じて、別表第5に定める額とする。

(所得の範囲及び所得の額の計算方法)

第8条 条例第4条第2項に規定する規則で定める所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法による児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法の例によるものとする。

(自己負担金の算定方法)

第9条 条例第5条第1項第5号の規則で定めるところにより受給資格者が負担すべき額（以下「自己負担金」という。）は、別表第6の左欄に掲げる世帯（当該受給資格者及び当該受給資格者との家庭に属するひとり親家庭等の父母等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

2 市長は、受給資格者が医療を受けた日の属する年度（当該医療を受けた日が4月1日から10月31日までの場合は前年度）の市町村民税の課税状況により世帯の区分を認定するものとする。

(受給資格登録等)

第10条 医療費の助成を受けようとする保護者等は、ひとり親家庭等医療費受給資格登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であることを証する書類
- (2) 戸籍の謄本又は抄本
- (3) 世帯の全員の住民票の写し
- (4) 保護者等並びに当該保護者等の配偶者及び扶養義務者で当該保護者等と生計を同じくするものの前年（1月から10月までの間に登録申請書を提出する者にあつては前々年）の所得の状況を証する書類
- (5) ひとり親家庭等の父母等の当該年度（1月から10月までの間に登録申請書を提出する者にあつては前年度）の市町村民税の課税状況を証する書類
- (6) 離婚等によりひとり親家庭等になった場合は、母又は父がその養育する児童の父又は母からその児童について扶養義務を履行するための費用として受け取る金品その他経済的な利益に係る所得に関する申告書（以下「養育費に関する申告書」という。）（様式第2号）
- (7) 18歳以上20歳未満の児童が別表第1程度の障害の状態にある場合又は配偶者が別表第2程度の障害の状態にある場合は、これを証する年金証書又は診断書

2 市長は、前項の登録申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、条例第3条第1項の受給資格者であると認めたときは、ひとり親家庭等医療費受給資格登録（以下「登録」という。）を行い、

受給資格者でないと認めたときは、ひとり親家庭等医療費受給資格登録却下通知書（様式第3号）により、当該登録申請書を提出した者（次項及び第4項において「申請者」という。）に通知するものとする。

3 市長は、前項の登録を行ったときは、受給資格者が当該年度（登録申請書の提出があった日から最初に到来する10月31日までをいう。以下この項において同じ。）において条例第4条第1項に規定する支給の制限を受ける者であるか否かを審査の上、当該年度に支給するか否かを決定し、支給の対象とするときは我孫子市ひとり親家庭等医療費助成受給券（様式第4号）（以下「受給券」という。）を当該受給資格者に交付し、支給の対象としないときはひとり親家庭等医療費助成制度支給区分決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、受給資格者が我孫子市子ども医療費の助成に関する規則（平成22年規則第52号）第3条第1項に規定する助成対象者の同項各号の要件を満たす子ども（以下「子ども医療費助成制度対象児童」という。）である場合は、当該受給資格者を前項の規定により支給の対象としたときであっても、受給券は交付せず、支給の対象である旨をひとり親家庭等医療費助成制度支給区分決定通知書により申請者に通知するものとする。

（助成の開始日）

第11条 医療費助成金は、保護者等が登録申請書を市長に提出した日以後に受けた医療に係る費用について支給する。

（受給券の有効期間）

第12条 受給券の有効期間は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。ただし、第10条第3項の規定により受給券を交付する場合は、同条第1項の規定により登録申請書を提出した日の属する月の翌月1日から最初に到来する10月31日までとする。

（所得状況の届出）

第13条 7月から10月までの間に第10条第1項の規定による受給資格登録の申請をした者は、当該申請の日からその年の10月31日までの間にひとり親家庭等医療費助成制度所得状況届（様式第6号。以下「所得状況届」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）世帯全員の住民票の写し
- （2）保護者等並びに当該保護者等の配偶者及び扶養義務者で当該保護者等と生計を同じくするものの前年の所得の状況を証する書類
- （3）ひとり親家庭等の父母等の当該年度の市町村民税の課税状況を証する書類
- （4）離婚等によりひとり親家庭等になった場合は、養育費に関する申告書

(現況の届出等)

第14条 第10条第2項の規定により登録された者(次項において「登録者」という。)は、毎年(前条の所得状況届を提出した者にあつては、当該所得状況届を提出した年を除く。)7月1日から8月31日までの間に、ひとり親家庭等医療費助成制度現況届(様式第7号。以下「現況届」という。)に第10条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の現況届又は前条の所得状況届(以下「現況届等」という。)の提出があつたときは、当該年度(現況届等の提出があつた日の属する年の11月1日から翌年10月31日までをいう。以下この項において同じ。)において条例第4条第1項に規定する支給の制限を受ける者であるか否かを審査の上、当該年度に支給するか否かを決定し、支給の対象とするときは登録者に受給券を交付し、支給の対象としないときはひとり親家庭等医療費助成制度支給区分決定通知書により、当該現況届等を提出した者に通知するものとする。

3 第10条第4項の規定は、前項の規定により支給の対象とした者が子ども医療費助成制度対象児童である場合に準用する。この場合において、第10条第4項中「申請者」とあるのは「当該現況届等を提出した者」と読み替えるものとする。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、受給資格者に医療費助成金を支給することができる。

(償還払い)

第15条 条例第6条第4項の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費給付申請書(償還払い)(様式第8号)に保険医療機関等が発行する領収書又はひとり親家庭等医療費計算書(様式第9号)を添えて、行わなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、ひとり親家庭等医療費給付決定通知書(様式第10号)により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(資格喪失又は変更の届出等)

第16条 受給資格者は、条例第3条第1項に規定する受給資格者の要件を欠いたときは、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届(様式第11号)に受給券を添えて、市長に提出しなければならない。

2 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ひとり親家庭等医療費受給資格変更届(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(1) 受給資格者の氏名又は住所が変更したとき。

(2) 社会保険各法の保険の種類又は保険証の記載事項に変更があつたとき。

- (3) 新たに養育する児童が生じたとき。
- (4) 条例第4条に定める支給の制限に該当する状況に変更があったとき。
- (5) 別表第6に定める世帯区分に変更があったとき。

3 市長は、前項の変更届の提出があった場合において、必要があると認めるときは、現に交付されている受給券と引換えに新たな受給券を交付するものとする。

4 前項の規定により交付された受給券の有効期間は、従前の受給券の有効期間と同一の期間とする。ただし、別表第6に定める世帯区分に変更があったときは、当該受給券の有効期間は、第2項の規定による届出があった日の属する月の翌月の1日から従前の受給券の有効期間の満了の日までとする。

(受給券の再交付)

第17条 受給資格者は、受給券を紛失し、破損し、又は汚損したことにより受給券の再交付を受けようとするときは、我孫子市ひとり親家庭等医療費助成受給券再交付申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請（受給券を破損し、又は汚損した場合に限る。）は、当該受給券を添えて、行わなければならない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の我孫子市母子家庭等の医療費等助成に関する条例施行規則の規定は、平成9年4月1日以後に行われた医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部についての助成について適用し、同日前に行われた医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部についての助成については、なお従前の例による。

(略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年11月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第10条第1項の規定による申請、同条第3項の規定による受給券の交付及び通知その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。この場合において、改正後の第10条第1項第4号中「前年（1月から10月までの間に登録申請書を提出する者にあつては前々年）」とあるのは「前年」と、同項第5号中「当該年度（1月から10月までの間に登録申請書を提出する者にあつては前年度）」とあるのは「当該年度」と読み替えるものとする。

別表第1（第2条関係）

- (1) 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- (3) 平衡機能に著しい障害を有するもの
- (4) そしやくの機能を欠くもの
- (5) 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- (7) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- (8) 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (9) 一上肢のすべての指を欠くもの
- (10) 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (11) 両下肢のすべての指を欠くもの
- (12) 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (13) 一下肢を足関節以上で欠くもの
- (14) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの

(15) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

(16) 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(17) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

別表第2 (第3条関係)

(1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの

(2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

(3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

(4) 両上肢のすべての指を欠くもの

(5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

(6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

(7) 両下肢を足関節以上で欠くもの

(8) 体幹の機能に座つていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働をすることを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

(10) 精神に、労働をすることを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害

を有するもの

(11) 傷病が治らないので、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであつて、当該障害の原因となつた傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

別表第3 (第6条関係)

扶養親族等又は児童の数	所得額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額(同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)又は老人扶養親族(所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族をいう。以下同じ。)があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等(同項第34号の3に規定する特定扶養親族又は同項第34号の2に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)をいう。)があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円をその額に加算した額)

別表第4 (第6条関係)

扶養親族等又は児童の数	所得額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円

2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）
------	---

別表第5（第7条関係）

扶養親族等又は児童の数	所得額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

別表第6（第9条、第16条関係）

世帯区分	自己負担金 (入院1日又は通院1回につき)
市町村民税所得割非課税世帯	0円
上記以外の世帯	300円

備考 保険調剤については、自己負担金を徴しない。